

核不拡散・核軍縮と日米関係

岩田 修一郎

U.S.-Japanese Response to Nuclear Disarmament and Nuclear Non-Proliferation

Shuichiro IWATA

Abstract

With the end of the Cold War, nuclear proliferation has emerged as a serious challenge for global peace and regional stability. In May 1998, nuclear tests were conducted by India and Pakistan. The Japanese Government took the situation seriously and protested strongly against the two nations in South Asia. Japan, with her economic power and diplomatic influence in Asia, has an opportunity to pursue a new arms control policy.

Some progress has been witnessed in nuclear disarmament, but none of the nuclear weapons states has shown willingness to forgo their nuclear weaponry. Nuclear deterrence remains a fact of life in the security community of the world. Furthermore, new problems such as disposition of separated plutonium are bound to make nuclear disarmament process more difficult and complicated.

Japan's arms control policy is twofold. As the only country to have suffered atomic bombing, Japan strictly upholds its non-nuclear policy and is making efforts to promote nuclear disarmament. As a security partner, Japan is dependent on American nuclear extended deterrence. It is becoming important that Japan has some balance between these two positions. Enhanced levels of U.S.-Japan security cooperation will be critical in the years ahead to prevent nuclear proliferation and pursue nuclear disarmament.

はじめに

核不拡散と核軍縮は、戦後日本が一貫して取り組んできた重要な外交政策の課題である。冷戦の終結を受けて、核不拡散と核軍縮

は新たな試練に直面している。本稿は冷戦期から今日までの核不拡散・核軍縮問題の展開を踏まえ、この問題に対する日本の対応を論ずるものである。冷戦後も日米安保体制を安

全保障政策の基軸とする日本にとって、アメリカとの協力関係は如何なる意味を持つのか。核不拡散・核軍縮をめぐる日米関係の現状と課題を探る。

1. 核不拡散への対応

(1) NPTへの対応

最初に、核不拡散条約 (Nuclear Non-Proliferation Treaty = NPT) に対する日本政府の対応を振り返ることにしよう。NPTはジュネーブの18カ国軍縮委員会 (今日の軍縮会議の前身) において審議・作成され、1968年6月に国連総会の承認によって確定された。当時の日本は、核不拡散という条約の目的には支持を表明しつつも、NPT体制への加入に際しては非常に慎重な姿勢を見せた。日本はNPTが発効する直前の70年2月に条約に署名したが、批准手続を完了するまでに6年余りの年月をかけた。

当時の日本には、NPT体制への加入に根強い不安があった。NPTは核兵器国と非核兵器国とを差別する不平等条約であり、「核兵器国は核軍縮に誠実に取り組む」という条約上の義務 (第6条) が果たしてどの程度果たされるか疑問視する見方が多かった。また、核兵器保有という選択肢を25年間も放棄することに対する不安もあった (NPT条約は無期限延長問題を25年後に再検討することとされた)。今日も同様であるが、当時の日本は核兵器を忌避する国民感情が強く、日本国内で核武装の可能性が正面から検討される状況にはなかった。だが、流動的で不透明な国際環境のなかで、国の防衛政策が4半世紀にわたって拘束されることに対する抵抗感が強かった。さらに、NPTへの加入によって日本の原子力の平和利用が不利益を蒙るのではないかという懸念があった⁽¹⁾。

NPT批准問題は国論を二分する大問題であったが、世界の大多数の国がこの条約に加入

していくなかで、日本政府も世界的な核不拡散体制の意義を重視し、条約批准に向けて国内の調整を進めていった。日本は1976年6月にNPT条約を批准した。

NPTの批准過程における対応を見ると、日本の核不拡散政策には二つの側面があることが分かる。世界の大多数を占める非核国家の一員として、日本にはNPT体制が許した核兵器国家の特権的地位に対する不満がある。日本はNPT条約の批准書の寄託に際して政治声明を発表し、そのなかで核兵器国が速やかに核軍縮の措置をとることを呼びかけた。

もう一つの側面は日米安保体制であり、日本が受ける核の脅威に対してはアメリカの抑止力に頼るのが日本の政策になっている。日本のNPT批准の直前、1975年8月に行われた日米首脳会談 (三木・フォード会談) の際の日米共同新聞発表第4項では、「両者はさらに米国の抑止力は日本の安全に対し重要な寄与を行うものであることを認識した。これに関連して、フォード大統領は三木総理大臣に対し、核兵力であれ通常兵力であれ、日本への武力攻撃があった場合、米国は日本を防衛するという相互協力および安全保障条約に基づく誓約を引き続き守る旨確言した」と謳われている (この日本の核不拡散政策に内包されている「二重性」は、冷戦後の今日まで引き継がれている)。

1990年代に入ると、世界各国は95年のNPT再検討会議に向けて、NPTを無期限に延長するかどうかの決断を求められた。欧米の先進国は早々と無期限延長を求める政策を固めた。日本政府は十分な検討期間を置いてから決断したいとして、先進国サミット等の場における合意形成に消極的な姿勢を示した。このため92年7月のミュンヘン・サミットの政治宣言では、「NPTの無期限延長は軍備管理過程における重要な一歩となる」と記されるに留まり、93年7月の東京サミットの政治宣言では、「NPTの無期限延長及び核兵器の削

減という目的を改めて表明する」という含みのある曖昧な表現に落ち着いた⁽²⁾。

日本政府が他のサミット諸国と異なる対応をした理由は、核兵器国による核軍縮の推進努力に対する不満と不安にあった。冷戦終結後、米口の核軍縮に一定の進展が見られたものの、両国は依然として核超大国の地位を占め、他の核兵器国（英、仏、中）の核戦力については核軍縮の展望が何も示されないまま温存されていた。日本を含む非核兵器国がNPTの無期限延長に簡単に同意してしまえば、核兵器国に対する非核兵器国の外交プレッシャーが弱まり、核軍縮が限りなく先送りされるのではないかと懸念された。日本政府のみならず、政界、学界、マスコミなどにおいても、NPTの無期限延長によって五大国の核保有が合法的に永続化する可能性を心配する見解が多かった⁽³⁾。

しかし、核軍縮の推進を後押ししたいという日本国内の願望は、核兵器国には届かなかった。それどころか東京サミットにおける日本政府の姿勢は、国際社会から予期せぬ反応を引き起こした。NPTの無期限延長への支持を躊躇する日本は、核武装の道を検討しているのではないかと懸念がアジアや欧米諸国から表明されたのである。「日本核武装論」が英米やアジア各地の新聞に取り上げられた。韓国では「日韓核戦争」を題材にした近未来小説がベストセラーになった。このため日本の外務省は、在京の外国人記者との昼食会を開くなど、「日本核武装論」の打ち消しに奔走することになった。

この海外の反応がきっかけになって、日本政府はNPTへのポジション決定を急ぐことになった。1993年7月28日、武藤外相（当時）はNPTの無期限延長を支持する立場を明らかにした。8月に就任した細川首相は所信表明演説のなかで、NPT無期限延長への支持を正式に表明した。細川首相は、9月の国連総会演説のなかでも日本の政策決定を再度表明し

ている。

このようにNPTの無期限延長を支持する日本の決断は、国内の十分な論議が尽くされないうまま、国際社会から受けた一種の「外圧」によって呆気なく下された。もっとも、かりに国内で時間をかけて検討や議論を重ねたとしても、無期限延長以外の選択肢が選ばれる余地はほとんどなかったと考えられる。海外の懸念とは裏腹に、核兵器を忌避する国民感情を背景とする非核政策は日本の国是として定着していた。報道によれば、自民党の一部には核保有の選択肢を放棄することへの躊躇いがあったと伝えられるが、日本の核武装の可能性を本気で検討する動きは何処にも見当たらなかった。また、原子力平和利用の観点からの懸念も、今回は浮上しなかった。批准後20年を経て、NPT条約下の国際保障措置は日本の原子力平和利用を支える制度として定着した。

理論的可能性としては、一定期間のNPT延長を認め、核軍縮の進展状況を見るという選択肢も考えられないことはなかった。だが、この案を主張したのは一部の非同盟諸国に限られ、欧米の先進国では無期限延長論が大勢だった。

(2) 核不拡散への対応

次に核不拡散への日本の対応について論じる。日本はNPT体制を中核とする核不拡散体制の維持強化に向けて、長年にわたり外交努力を積み重ねてきた。冷戦後、新たな核拡散への懸念が高まるなかで、日本は今まで以上に積極的な国際貢献を果たそうとしている。

日本は1970年にNPTに署名した際に発表した政府声明のなかで、当時、条約への不参加を表明していたフランスと中国に対して、速やかに条約に参加することを求めた。91年末のソ連の崩壊後、旧ソ連の核兵器が残されたウクライナ、カザフスタン、ベラルーシに対して、日本はNPTへの加入を粘り強く慫慂し

た。今日、これらの国々はすべてNPTの加入国になっている。フランスと中国のNPT加入決定は、それぞれ独自の政策判断によるものであったが、カザフスタンとウクライナに対しては日本はアメリカとともに非核化支援に協力した。アメリカは、旧ソ連の核兵器管理と非核化の支援に積極的に取り組み、「協力的脅威削減計画 (Cooperative Threat Reduction = CTR)」と呼ばれるプログラムに92年から着手した。92年には、核兵器技術者の流出防止を目的として「国際科学技術センター」がロシアに設立され、アメリカ、欧州共同体 (EC)、日本が共同出資した⁴⁾。

今日、NPTの加盟国は187カ国に達しており、NPTの普遍性はかなりの程度達成されている。条約普遍化の観点から問題とされているのは、NPTに未加盟のインド、パキスタン、イスラエルの三国である。とくに印パ両国は1998年5月に相次いで核実験を行い、NPT体制に動揺をもたらした。両国の核兵器開発を止めさせ、NPTへの早期加盟を実現させることは日本の核不拡散政策上の当面の最重要課題といえよう。

NPT体制の維持強化のためには、NPTの加盟国の条約遵守を確実に担保する制度的仕組みも重要である。湾岸戦争を通じて明らかになったイラクの核開発計画や朝鮮民主主義人民共和国 (北朝鮮) の核開発疑惑の発生を踏まえ、国際原子力機関 (International Atomic Energy Agency = IAEA) は1993年から、未申告の原子力活動の探知能力向上を目的とする保障措置強化に着手した。日本はこのIAEAの取り組み (「93 + 2計画」と呼ばれる) に積極的に参加している。

日本はIAEAの保障措置の強化・効率化に向けて、リモート・モニタリング、環境サンプリング等の新しい技術・手法の導入に向けた取り組みを始めるなど、技術面においても核不拡散体制の維持強化に努力している。また、IAEAに対する財政的支援や人的支援にお

いても、今まで以上の貢献を果たす姿勢を示している。日本は原子力政策の透明性向上に関しても、プルトニウム保有量の公開を率先して行うなど、世界の核不拡散体制の維持強化に関して指導的な役割を果たそうとしている⁵⁾。

このように日本が積極的な核不拡散政策を展開する背景には、世界の安全保障秩序の維持に貢献するという側面もあるが、原子力利用大国として核不拡散問題に真剣に取り組まなければならない事情がある。核燃料リサイクル政策を推進するプルトニウム大国日本には、自らの非核政策の安定性に対する世界の信頼を確保することが恒常的な重要課題になっている。また、原子力発電の導入・推進を目指す東アジア諸国に対して、日本は今後も積極的な国際協力を続けていく方針を定めており、核物質の管理などを始めとして核不拡散体制の整備に格別の配慮を払わなければならない立場に置かれている。

2. 核軍縮・核廃絶の追求

冷戦後、欧米では核廃絶論の高まりが見られる。1996年12月、アメリカの2人の退役将軍がワシントンのナショナル・プレスクラブで核廃絶を訴える会見を行った。この会見はマスコミで大々的に報じられ、米欧の安全保障コミュニティに大きな波紋が広がった。米戦略空軍のパトラー元司令官と北大西洋条約機構 (North Atlantic Treaty Organization = NATO) 軍のグッドパスター元司令官の2人は、長年にわたってアメリカの核兵器の運用を最前線で担当してきた最高責任者である。退役後の個人資格の発言とはいえ、このような経験と実績を誇るトップの軍人から核廃絶論が打ち出されたことは極めて異例のことであった。

パトラーとグッドパスターは、「冷戦後のアメリカの安全保障を確保する上で、核兵器

の役割は大幅に縮小されている」と指摘するとともに、「運用中の事故や偶発発射（正規の指揮命令系統に基づかない発射）のリスクが避けられない核兵器を保持し続けることは、アメリカの安全保障を脅かす可能性がある」と警告した。事故及び偶発発射のリスクの指摘は、司令官として実際に核戦争を想定した行った訓練に裏打ちされたものであるという。

彼等は冷戦後の核拡散に対する懸念にも触れつつ、アメリカがロシアとの交渉を通じて大幅な核軍縮を推進し、究極的な核廃絶を目指して大胆なステップを踏み出すよう主張した。「核の脅威から人類が解放されるためには核兵器が世界から廃絶されなければならない。核兵器国が核廃絶に向けて前進していかないかぎり、NPTを中心とする現在の核不拡散体制の維持は難しい」との見解も明らかにされた。2人の共同会見が行われた翌日、やはりバトラーらの呼びかけにより、今度はロシア、イギリスを含む世界17カ国、60人の元将軍たちから「核兵器の存続は世界の平和と安全を危うくする」との共同声明が発表された。

このような核廃絶論ブームが起きた背景には、冷戦の終結を受けてアメリカの国防専門家たちの核兵器観が変化したという事実がある。ソ連の軍事的脅威には核抑止力で対抗するほかなかった冷戦時代と異なり、今日の米欧諸国は自らの通常戦力の優位性に相当の自信を持つようになった。湾岸戦争が示したように、冷戦後に起こる第三世界の地域紛争においては、米欧側は核兵器に頼らなくても圧倒的な通常戦力で対応することができる。アメリカの核専門家たちのなかには、核兵器を持つことのメリットよりもデメリットのほうを重視する人々が出てきたのである。

核軍縮・核廃絶の追求は、長年にわたり日本の外交政策の重要課題として位置づけられてきた。日本政府は1970年にNPT条約に署名

した際に声明を発表し、核軍縮のための交渉を誠実に行うよう要請した。日本政府はNPT条約の第6条で定められた核兵器国の義務（核兵器国は核軍縮に誠実に取り組まなければならない）を重視し、核不拡散と核軍縮を二大目標と定めて、様々な外交的働きかけを続けてきた。1975年に開かれた第1回NPT再検討会議には、まだNPTを批准していなかったためオブザーバーとしての参加に留まったが、80年の第2回NPT再検討会議からは締約国として正式に参加し、核兵器国による核軍縮を一貫して呼びかけてきた。

日本の働きかけにもかかわらず、冷戦が続いている間、核軍縮は進展せず、米ソ間では核軍拡競争が続けられた。米ソの戦略核兵器に関しては、1969年末に第1次戦略兵器制限交渉（The First Strategic Arms Limitation Talks = SALT-1）が始まり、70年代後半のSALT-2交渉、80年代の戦略兵器削減交渉（The First Strategic Arms Reduction Talks = START-1）へと引き継がれたが、冷戦が終わるまで戦略核の軍縮は実現しなかった。

ヨーロッパにおいては、ソ連が1977年頃から配備した新型の中距離ミサイル（SS-20）に対抗し、米国が83年末から西欧諸国の中距離核兵器（Intermediate-range Nuclear Forces = INF）の近代化に踏み切るなど、新たな核軍拡競争が展開されたが、87年12月に米ソ間でINF全廃条約が署名された。

日米安保体制を基軸とする日本は、冷戦中は西側陣営の一員として行動したが、米ソ間の核軍備管理交渉に対してはほとんど影響力を発揮できなかった。北大西洋条約機構（NATO）の西欧諸国は、ソ連の強大な軍事脅威への対処を迫られた結果、INF交渉（軍縮）とINF近代化（軍備増強）を絡めた米国との共同対応（NATOの「二重決定」と呼ばれたる）を選択した。非核三原則を国是とする日本には、西欧諸国のように米国の新型INFを導入するという選択肢はなく、もっぱら西側

の一員という立場を強調することによって、米国の対ソ核軍備管理交渉を側面から外交的に支援した⁽⁶⁾。

冷戦中を通じ、日本政府は機会ある毎に核軍縮の推進を呼びかけたが、自らの働きかけによって米ソ間の戦略核交渉やINF交渉の行方を左右できると考えていたのではない。日本の核軍縮外交は、外交スローガンとでも言うべきものであった。また、INF交渉中に日本政府がとった外交的対応を見ると、日本の核軍縮外交には二面性があることが分かる。1983年6月、ウィリアムズバーグで開かれた西側先進国サミットにおいて、中曽根首相はNATOの「二重決定」を明確に支持した。この日本首相の姿勢表明は、INF交渉が失敗した時には欧米側が新たな核兵器配備を行うことに日本政府が賛成することを意味するものである。

1976年に策定された「防衛計画の大綱」に書かれているように、冷戦中の日本の防衛政策は、核の脅威に対しては米国の核抑止力に依存する態勢をとっていた。ソ連のSS-20配備によってもたらされた新たな核の脅威に対しては、米国の核抑止力に依存して対応するのが日本の政策であり、米国の核抑止力維持のために欧米が核軍備増強が必要と判断する時は、日本もその政策を支持する立場に立っていたのである。要するに、中長期的な目標としては核兵器国による核軍縮を求める（非核の平和国家として）が、現実に自国の防衛政策上の必要に迫られた時には米国の核抑止力に頼る（日米同盟の当事者として）のが、日本の核軍縮外交なのである。

冷戦の終結後、米口の戦略核削減交渉が進展し、ようやく核軍縮が推進される時代に入った。91年7月に調印されたSTART-1条約は、米口の戦略核兵器の総数を半分に削減するものであり、米口の批准手続を経て、94年12月に発効した。93年1月にはSTART-1条約が署名された。START-1条約は、米口の戦略核兵

器の弾頭数を2003年まで二段階に分けて3000～3500発にまで削減するものである。アメリカは96年1月にSTART-1条約の批准手続を済ませたが、ロシア議会の批准手続が先送りされており、同条約はまだ発効していない⁽⁷⁾。

ロシア側の批准の遅延を受けて、1997年3月、ヘルシンキで行われた米ロ首脳会談では、START-1で定めた核弾頭削減期限を2007年末までに延期することが合意された。このヘルシンキ会議では、米ロ首脳はSTART-1が発効次第、両国がSTART-1交渉に入ることに合意している。START-1では、2007年末までに戦略核弾頭数を双方とも2000～2500発に減らす計画であるという。

日本は冷戦後も核軍縮の進展を呼びかけている。既述のとおり、NPTの無期限延長に際して日本なりの核軍縮外交を試みた。1994年11月、日本政府は国連総会第一委員会（軍縮、国際安全保障）に対して、「核兵器の究極的廃絶に向けた核軍縮に関する決議案」を単独で提案し、核兵器国による核軍縮努力を改めて求めた。この提案は同委員会で採択され、同年12月、国連総会本会議においても圧倒的多数の賛成を得て採択された。

冷戦中は掛け声だけで終わった日本の核軍縮外交は、冷戦後は米口の核軍縮進展によって、長年の目標達成への期待が抱かれる状況が生まれている。しかし、その一方で日本の核軍縮外交は新たな課題に直面している。START-

批准の決断を躊躇うロシアの行方如何では、米口間の今までの軍縮合意が宙に浮く可能性がある。仮に米口の核軍縮合意が予定どおり実現されていったとしても、両国の核兵器の削減・廃棄計画のテンポは遅い。財政難に悩むロシアに関しては、核兵器の解体過程で生じる核物質の処理・処分という問題がある。核軍縮のより早い進展を日本が積極的に後押しする考えであれば、ロシアの核兵器解体への協力を検討しなければならない。

長期的な課題としては、START-1以降にイギリス、フランス、中国の三核兵器国をも対象とする多国間の核軍縮を開始するという構想が浮上している。これまで核軍縮は二つの核超大国間の交渉に限定されてきたが、他の三核兵器国による核軍縮についても日本は対応を検討することになる。とくに冷戦後も核戦力の近代化に取り組んでいる中国に対しては、中国の核戦力が日本の安全保障に及ぼす影響を分析しつつ、日本が中国に対する大規模な経済援助国であることを踏まえ、核軍縮を呼びかける説得外交を検討すべきであろう。

1998年5月のインド、パキスタンによる一連の核実験は、日本の核軍縮外交の置かれた文脈を今まで以上に複雑なものにした。国際社会から強い抗議を受けたインドは、NPT体制の不平等性と核兵器国による核軍縮努力の欠如を根拠に挙げて反論した。インドの主張が口実か否かはともかくとして、核軍縮が遅れていることの問題点が改めてクローズアップされたことは確かであり、印パの核実験後、日本政府も核兵器国の一層の核軍縮努力を求めていくとの姿勢を改めて強調した。また、経済協力の見直しを含む日本からの強い抗議の姿勢に対して、インドは日本がアメリカの核の傘に入っていることを指摘して反論した。

アメリカの核抑止力に頼りつつ、アメリカを含む核兵器国の核軍縮を求めることは、日本の長年の政策であった。この日本の二重路線は、核実験を行う国が5核兵器国にほぼ限定されていた冷戦時代は特段の批判を浴びなかった。第三世界の核拡散防止に日本が積極的な役割を果たそうとする冷戦後は、日本の政策の整合性が問われる。今後の日本は、核兵器国による核軍縮をただ漠然と呼びかけ続けることはできない。日本が頼るアメリカの核抑止力とは何なのか。日本は核の傘への依存度を軽減していくのか。もし軽減していくならば、どのような手段によって日本の防衛

政策を補強していくのか。このような防衛政策上の重要課題の検討なしには、日本の核軍縮外交は冷戦時代のような単なる外交スローガンの域を出ないであろう。

3. 核実験への対応

(1) 核実験禁止への努力

日本政府は長年にわたり核実験の禁止を一貫して追求してきた。1957年に出された最初の外交青書には、次のように書かれている。「わが国民は、不幸にして原水爆に関しては極めて特異な、かついたましい経験を重ねて来たので、原水爆問題に対するわが国民の感情には、他の国民よりも一段と深刻かつ強烈なものがある。わが国民は、この感情を根底に原子力が専ら平和的目的のみに利用され、世界の平和と人類の幸福が原水爆によって脅かされるような事態を一日も早く解消することを要請しているのである。これは利害関係や政治的考慮を超えた崇高な人道的な立場からの要請である。政府はかかる国民的要請を背景とし、米、英、ソ連など関係国に対し、再三にわたり核爆発実施の中止を申し入れるとともに、国際連合においても、この目的の達成に資すると考えられる措置をとってきた」⁽⁸⁾。

日本政府は、核実験を行った国に対して外交ルートで即座に抗議し、核実験の中止を求めてきたが、抗議を受けた国々は日本の立場に多少の配慮を示しながらも、それぞれ独自の核政策を遂行してきた。核実験禁止に向けた日本の努力は、1950年代においては日本の商船・漁船の安全や放射能が地球環境に及ぼす影響などへの配慮も働いていた。しかし、1963年10月に部分的核実験禁止条約(Partial Test Ban Treaty = PTBT)が発効し、放射性残留物が爆発国の領域外に出ない地下核実験のみが許されるようになった後も、核実験の禁止を求める日本の政策は継続された。最初の外交青書で示されたように、日本政府は人道

的立場から核実験に反対しており、この点に関してはアメリカも例外ではない。日本はアメリカの核実験実施に対しても、抗議とその中止を要請してきた。

冷戦後の日本は、包括的核実験禁止条約（Comprehensive Test Ban Treaty = CTBT）交渉の開始と妥結に向けて努力した。包括的核実験禁止条約は、あらゆる核実験の実験的爆発及びその他の核爆発を締約国の義務として禁止し、仮に、これらの実験的爆発及びその他の核爆発が行われた場合の国際的な監視制度による監視活動及び現地査察による査察の実施を規定するものである。

冷戦中から懸案とされてきた CTBT は、1994年1月からジュネーブ軍縮会議で交渉が始められた。日本は、93年の核実験禁止特別委員会議長であった田中軍縮大使（当時）が関係国との精力的な調整を行い、検討事項を取りまとめ交渉開始に貢献した。核実験禁止特別委員会は、軍縮問題を幅広く審議する軍縮会議の下に、核実験の禁止について特に審議するため置かれた。また、96年6月には池田外務大臣がジュネーブ軍縮会議を訪問し、CTBTの交渉促進のために各国に働きかけ、CTBTの財政的仕組みの構築について、我が国軍縮代表部員が交渉の取りまとめ役を担当したという⁽⁹⁾。

日本は、核実験の地震学的検証技術の発展にも寄与している。CTBTにおいて、新たに禁止対象となった地下核実験の検証は技術的に非常にむずかしく、地震観測技術が最も有力な検証方法とみなされている。この分野の先進国である日本は、1976年にジュネーブ軍縮会議に地震専門家特別委員会が設置されて以来、検証技術の発展と検証体制の備に主導的な役割を果たしてきた⁽¹⁰⁾。一環して核実験禁止外交を展開してきた日本にとって、CTBTの成立は大きな里程標といえる。しかし、インドなどの反対によって、コンセンサス方式をとる軍縮会議の場においてはCTBTは採択

できず、1996年9月に国連総会において採択された。日本は米国、中国、仏、ロシア、英国に続き、非核兵器国としては最初にCTBTに署名し、97年7月に批准した。

（2）インド、パキスタンの核実験への対応

1998年5月に行われたインド、パキスタンの核実験は世界に衝撃を与えた。無期限延長が決まってから3年後、NPT体制は今、試練に立たされている。インド、パキスタンはNPT、CTBTのいずれにも加盟しておらず、両国の核実験は条約上の違反行為にはならない。だが、NPTを中核とする核不拡散体制は国際社会全体の意志として尊重されるべきものである。インド政府は、五核兵器国に特権的地位を与えたNPTの差別性や、核軍縮の遅延を問題にしているが、国際社会全体が作ったルールを破る根拠にはならない。

NPT体制維持のために、核兵器国と非核兵器国はそれぞれの課題に取り組まなければならない。米ロ二国はSTART-Ⅱ プロセスの加速が求められるだけでなく、非核兵器国全体に対する従来の政策についても再検討する必要がある。40年以上に及んだ長い冷戦のなかで、核超大国として各陣営の頂点に位置してきた米ロは、NPT体制の不平等性や核軍縮遅延に対する非核兵器国の不満に対して鈍感であり過ぎた⁽¹¹⁾。今後、米ロはNPT第6条で定められた義務（核軍縮交渉への誠実な取り組み）を果たし、NPT体制の不平等性を根拠（ないし口実）にした核拡散が起きる可能性を封じなければならない。

非核兵器国としては、自らの非核政策を堅持するとともに、拡散懸念国に対する説得を強めていく必要がある。1998年6月、スウェーデン、アイルランド、南アフリカなど8つの非核兵器国は共同宣言を発表し、核保有五カ国とインド、パキスタン、イスラエル3カ国に対して、「核廃絶を明確に誓約し、その実現のため直ちに話し合うように」と呼びか

けた。日本政府は、核実験実施後のインド、パキスタンに対して迅速に抗議を行い、橋本首相が核軍縮のための国際会議開催を提案するなど、様々な外交イニシアティブを発揮している。高度な技術力を持ちながら、非核政策を堅持する日本に向けられる国際期待は大きい。わが国が核不拡散問題にリーダーシップをとろうとする時、吟味しておかなければならない課題がある。

一つは日本がアメリカの「核の傘」に入っている点である。わが国は当面する核の脅威にはアメリカの「核の傘」に頼り、中期目標として核軍縮の推進を目指し、究極的目標として核廃絶を掲げる政策をとっている。これらの政策目標の同時達成と相互調整は容易でなく、政策の整合性に意を要する必要がある。もう一つは、原子力の平和利用大国である日本を見る世界の目である。冷戦後、核拡散への世界的懸念が高まるなかで、海外の一部では「日本核武装論」が浮上した¹²⁾。過去数年間、この議論は沈静化したように見受けられたが、南アジアの新情勢がもたらした新たな核拡散への懸念が、原子力利用大国に対する海外のパーセプションに影響を及ぼすことは想像に難くない。日本は、その非核政策に対する世界の信頼の確保と、核不拡散体制の維持強化に向けた一層の国際貢献が求められよう。

インド、パキスタンの核実験が、他の地域の核拡散を惹起するか否かの予測は難しい。アメリカと北朝鮮の間の核合意をまとめたR. ガルーチ元大使は、「南アジアの核拡散が他地域の核拡散を起こすという直接の連関はない。北朝鮮が米朝合意を見直すことはないだろう」と述べている。中東情勢に詳しい軍事専門家A. コーデスマンは、「インド、パキスタンが他地域の核拡散に及ぼす影響は二義的なもので、中東地域の核拡散問題は中東諸国独自の戦略計算によって決められるだろう」と述べている¹³⁾。だが、これまで国際社会に存在していた核実験実施に対する心理的障壁

が、インド、パキスタンの公然たる行為によって影響を受けることは間違いないと思われる。また、これまでインド、パキスタンとともに「三つの核敷居国」とされてきたイスラエルの地位が際立つ結果にもなった。インド、パキスタンの核実験がNPT体制に与えた打撃は、深刻に受け止めなければならない。

4. 考 察

日本の核不拡散・核軍縮政策には二つの立場が共存している。一つは、唯一の被爆体験を持つ非核の平和国家という立場である。日本は核問題に関する日本の立場の特異性を強調し、国連や軍縮会議などのマルチの場で核軍縮・核廃絶を声高に訴え続けてきた。核軍縮・核廃絶を主張する国は少なくないが、日本のように核兵器への特殊感情を前面に押し出す国は珍しい。

もう一つは、日米安保体制を対外政策の基軸に置く立場である。日米両国政府は1996年4月の「日米安保共同宣言」において、冷戦後も日米安保体制を維持強化していくことを再確認しており、核の脅威に対してはアメリカの核抑止力に依存する政策を継続している。自国の防衛をアメリカとの同盟によって支え、アメリカの核抑止力に依存する国は少なくなく、日本の防衛政策は何ら特殊なものではない。

平和国家の理想像を希求する第一の立場の淵源は、日本国憲法に求められよう。日米同盟の根拠となる日米安保条約と日本国憲法は、成立した時期と背景が異なっている。二つの立場は、複雑微妙に重なり合っている。非核三原則は第一の立場を具現した政策であり、アメリカの核の傘への依存は第二の立場から導出されたものである。日本は自らを非核国家と位置づけているが、非核三原則は日本国内の核兵器配備は行わないという限定的な意味での非核政策であり、アメリカの核拡

大抑止政策をも拒否する趣旨ではない。東南アジア非核地帯化条約 (Southeast Asia Nuclear Weapons Free Zone = SEANWFZ) を1997年3月に発効させた諸国や、96年4月にアフリカ非核地帯化条約 (ペリンダバ条約) に調印した国々の非核政策と、日本の非核政策を同列に置くことはできない。

第一の立場と第二の立場は一見相矛盾しているように見えるが、一方では相互に補完的な関係にもある。日本が非核国家の立場から核不拡散・核軍縮政策を展開できるのは、アメリカとの同盟関係が維持されているからである。近隣にロシア、中国という核兵器国が存在し、朝鮮半島に厳しい軍事緊張が続いている状況下で、日本の非核政策が安定しているのは、冷戦後も日米安保体制が維持されていることによる。冷戦終結後、新たな国際秩序形成が模索されるなかで、海外の一部から日本が核武装するのではないかという懸念が表明された。日本は核不拡散体制の維持強化に貢献する主体たらしめているが、一方では核拡散の潜在的懸念が向けられる客体にもなっているのである。第二の立場が動揺すれば、第一の立場を継続することもむづかしくなる。

日本が世界に向けて核不拡散・核軍縮政策を展開する時は、もっぱら第一の立場に立っているが、第二の立場に対する十分な検討がなければ、日本の政策は整合性を欠くことになる。日本の核不拡散・核軍縮政策はアメリカの緊密な協議と効果的な連携なしには成り立たないが、日米の政策には大きなギャップが存在している。

冷戦後のアメリカの核不拡散政策は、1993年9月、クリントン大統領の国連総会演説によって明らかにされた。大統領は、核兵器、化学兵器、生物兵器などの大量破壊兵器 (Weapons of Mass Destruction = WMD) の拡散を阻止するため、核分裂性物質の規制、核実験の全面禁止、化学兵器禁止条約の早期批

准、生物兵器条約の国際査察強化など、多数の政策課題を提示した。

これを受けて、米国国防総省は同年2月に新たな対拡散政策 (Counterproliferation) を打ち出した。対核拡散政策は、WMD拡散を未然に防止するための「予防手段」と、すでに拡散してしまったWMDの脅威に対処する「防護手段」の二つに分類されている。予防手段は拡散懸念国に対する外交説得、輸出規制、軍備管理体制、国際圧力等を内容とするもので、国務省等の外交当局の果たす役割が大きい。防護手段は核抑止力、軍事攻撃力、防御能力等を内容とするもので、この分野を担当するのは国防総省である。予防手段は冷戦時代から取り組まれてきた核不拡散政策 (non-proliferation) の延長線上にあるが、軍事的対応を求めた防護手段に対核拡散政策の特徴がある。

アメリカでは、軍事的対応と非軍事的対応が車の両輪となって核不拡散政策が構成されている (また、核不拡散は化学兵器その他のWMD拡散問題と明確に関連づけられて扱われている)。これに対して、日本の核不拡散政策はもっぱら非軍事的対応に限定されている。平和国家を自認する日本と、軍事超大国である米国の政策に相違があるのは当然であり、また、日本は国際安全保障問題に対して軍事的対応を控える立場にある。しかし、軍事領域における諸問題をすべてアメリカ任せにしているのは、日本の政策に重大な戦略的空白が埋まれることになるだろう。

核軍縮に関するアメリカの政策は、ロシアとの戦略核削減交渉のなかで展開されている。クリントン政権は1994年9月に公表した「核態勢見直し」 (Nuclear Posture Review = NPR) をベースにして、第2次戦略核削減交渉 (START-II) に取り組んだ。現在、ロシアのSTART-II 批准が待たれる状況にある。NPRでは核軍縮の進展を目指す (「先導」) とともに、国際環境の悪化に備える (「保険」) こと

も政策課題に掲げられている。また、アメリカは将来も十分な核抑止力を保持していくことも確認されている。日本は一般論として米口の核軍縮交渉の加速を求め続けているが、米口の交渉は二国間の戦略的安定性を維持しながら推進されていくものである。また、米国の核削減が進めば、日本が頼っているアメリカの核拡大抑止力に量的・質的な変更もたらされることにも配慮すべきであろう。

アメリカとの対比において日本の現状を振り返ると、日本の核不拡散・核軍縮政策には少なくとも三つの問題点があることに気づく。第一に、日本の核不拡散・核軍縮政策は日本の防衛政策上の要件を満たしているかどうかの検討が、不十分のように思われる。日本政府がNPTの無期限延長への支持を決定するまでに、本来なら国民レベルで検討・議論されるべき防衛政策問題があった。「冷戦後の新しい安全保障環境のなかで、日本が引き続き非核政策を維持していくために必要なことはないのか」、「冷戦後はどのような核の脅威があるのか」、「核の脅威に対しては引き続きアメリカの核抑止力に頼るのがいいのか」、「アメリカの核抑止力の信頼性如何」など、基本的な問題が不問に付された。

非核政策を国是とする日本の政策が正しいとしても、防衛戦略的検討が排除される国民風土は問題なしとしない。アメリカの核不拡散政策は、つねに国防政策上の観点から吟味される。アメリカはCTBT交渉の開始と妥結にイニシアティブを發揮したが、米国議会はいまだにCTBTを批准していない。米国では、CTBT体制が固まった後も、米国の核兵器の信頼性と安全性を確保して行けるか否かをめぐる論議が続けられている。CTBT体制の確立を求める日本の立場から見れば、このようなアメリカ国内の対応は批判されて然るべきである。しかし、日本が今後もアメリカの核抑止力に依存し続けるのであれば、アメリカの核兵器の信頼性と安全性の確保は日本にと

っても重要な関心事でなければならない。

第二に、核不拡散体制の維持強化に向けて、日米はほとんどすべての領域において緊密な協力を推進できる立場にあるが、両国の利害が一致しない分野がある。クリントン政権は核不拡散の観点から、民生用のプルトニウムの蓄積を抑制する方法を探るとともに、民生用原子力計画における高濃縮ウランの使用を最小限にする政策を打ち出した。米国はプルトニウムの民生利用を推奨しないとされている。「奨励しない」という表現は日本に対する外交的配慮によるもので、アメリカが日本のプルトニウム利用政策の変更を望んでいることは疑いない⁽¹⁴⁾。

核燃料リサイクル政策を推進している日本にとって、このアメリカの新政策が持つ含意は深刻である。アメリカは西欧諸国と日本の民生用原子力計画におけるプルトニウム利用に関しては、従来のコミットメントを守るとしており、その枠組みとなっている日米原子力協定は維持されている。しかし、アメリカの核不拡散政策と日本の原子力平和利用政策のベクトルが異なる方向に向いていることは明らかであり、冷戦後の日米原子力協力の基盤は不安定なものになっている。

第三に、日本の核不拡散・核軍縮政策の整合性および説得性という問題がある。核実験を強行したインド、パキスタンに対して、日本政府は経済協力の見直しを含む強い抗議の姿勢を示した。これに対してインド政府は、日本がアメリカの核の傘に入っていることを指摘して反論した。パキスタン政府は、「広島、長崎の経験は、日本が核兵器を持っていたら裂けられたであろう」として、自らの立場を擁護した。

国際規範となった核不拡散体制を動揺させた印パの行動は容認されないが、両国の反論に一理あることを認めざるを得ない。日本がアメリカの核に依存し、核抑止論に立脚した防衛政策を採用していることは事実である。

パキスタンの核実験は、インドの核脅威に対する抑止を目的としたものといえる。日本がパキスタンが抱える安全保障上の不安にあまりは無理解であれば、パキスタンに対する外交的説得は効果がないばかりか、場合によっては日本は身勝手な国と受け止められかねない。

終わりに

冷戦後の国際環境のなかで、核不拡散と核軍縮に関わる日本の政策は試練と好機に直面している。インド、パキスタンの核実験が示すように、冷戦後の核拡散の対象国はアジアの国であり、日本が少なからぬ外交的影響力を及ぼし得る国である。また、日本は非核国として米口間の核軍縮の進展を求めるとともに、核兵器解体などの技術的な課題に対しても貢献できるポテンシャルを持っている。しかし、日本の核不拡散・核軍縮政策はあくまでもアメリカとの安保協力体制に支えられており、日米関係が円滑に維持されていかなければ、この分野に対する有効な対応はあり得ない。

(了)

(1998年11月1日)

- (1) NPT 成立時の日本国内の論議については、次の文献を参照。佐藤栄一・木村修三編『核防条約』日本国際問題研究所、1977年12月。中根猛「NPT と日本の対応」『海外事情』、1994年7・8月号。
- (2) 中根『前掲論文』。
- (3) 日本の政党のなかでは、社会党と共産党が NPT の無期限延長に反対した。広島、長崎、全国の学者を中心とする「核不拡散条約を考える会」は、NPT の不平等性を無期限に許す無期限延長に反対する趣旨の要望書を細川首相に提出した。マスコミの反対論の一例として、「核保有を無期限に認めるのか(社説)」『朝日新聞』(1993年7月6日)。
- (4) CTR については、U.S.General Accounting Office, *Weapons of Mass Destruction: Status of the Cooperative Threat Reduction Program* September 1996. 旧ソ連の核兵器の安全管理を論じた文献として、Graham T. Allison, Owen R. Cote, Jr., Richard A. Falkenrath, Steven E. Miller, *Avoiding Nuclear Anarchy: Containing the Threat of Loose Russian Nuclear Weapons and Fissile Material* The MIT Press, 1996.
- (5) 核不拡散の維持強化に対する日本の対応については、原子力委員会・原子力国際協力専門部会「原子力国際協力のあり方及び方策について - 新たな展開に向けて -」1998年の第3章を参照。
- (6) INF 問題に対する日本の対応については、岩田修一郎『核戦略と核軍備管理 - 日本の非核政策の課題』日本国際問題研究所、1996年を参照。
- (7) ロシア国内には START 条約を受け入れることに根強い反対がある。戦略核戦力を再構築しようとすれば、新たな財政負担がかかり、アメリカとの戦略バランスがに対する不安も残る。ロシアはアメリカが推進している弾道ミサイル防衛の研究開発にも神経質になっている。ロシアは NATO 拡大にも不安を抱いており、冷戦時代から蓄積した戦略核戦力に執着している。
- (8) 外務省編『わが外交の近況』、1957年、18頁。
- (9) 日本政府の貢献については、外務省軍備管理軍縮課の資料『包括的核実験禁止条約(CTBT)について』(1996年9月19日)を参照。
- (10) 末廣重二「地震観測技術を核実験検証のために」『外交フォーラム』、1996年8月号を参照。
- (11) NPT 無期限延長会議の直前に開かれたアメリカ上院公聴会で、グレン上院議員は「NPT における核兵器国の義務と非核兵器国の義務は調和されており、条約が不公平という批判は当たらない」と述べた。シュレジンジャー元国防長官は「核兵器国と非核兵器国の区別はなくなならない。アメリカが核兵器を放棄することは将来もないだろう」と証言した。エーデルマン元軍縮大使は、「米口の核軍縮遅延と核拡散問題をリンクさせる批判は外交レトリックに過ぎない。イラク、北朝鮮のような国の核拡散問題は、米口の核戦力規模や核実験状況

とは直接の関係がない」と述べている。 Nuclear Non-Proliferation, *Hearing before the Committee on Governmental Affairs* U.S. Senate, One Hundred Fourth Congress, March 14, 1995, U.S. Government Printing Office, 1996, p. 5, p. 9, pp. 22-23.

- (12) 神谷万丈「海外における「日本核武装論」」『国際問題』、1995年9月。
- (13) 二人の発言は、インド、パキスタンの核実験の直後にワシントンの戦略国際問題研究所で開かれた専門家会議の討議録から引用した。 Center for

Strategic and International Studies, "The Emerging South Asian Nuclear Arms Race: Can It Be Controlled?," *Conference Proceedings* June 3, 1998.

- (14) 日本のプルトニウム利用政策の変更を求めたペーパーの一例として、Robert A. Manning, "Future-shock or Renewed Partnership? The U.S.-Japan Alliance Facing the Millennium," *Washington Quarterly*, Autumn 1995. Patrick Cronin and Michael Green, *Redefining the U.S.-Japan Alliance: Tokyo's National Defense Program*, 1994 .